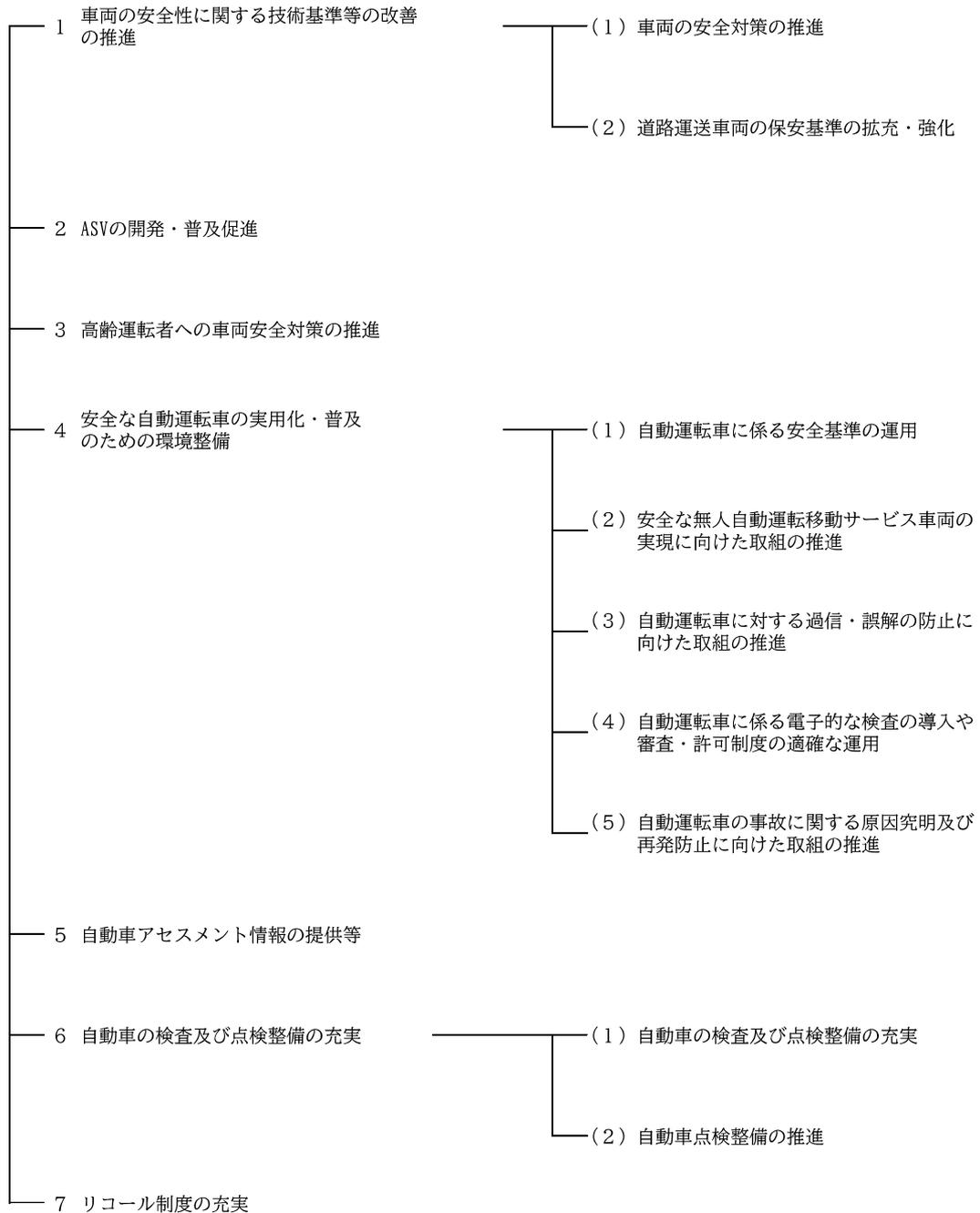


第4章 車両の安全性の確保

《施策の体系》



第4章 車両の安全性の確保

エレクトロニクス技術の自動車への利用範囲の拡大を始めとして、自動車に関する技術の進歩は目覚ましく、車両の安全対策として効果が期待できる範囲は確実に拡大していることから、今後、車両の安全対策を拡充・強化することが必要です。

このような認識の下、車両構造に起因するとされる事故について対策を講ずるとともに、主に運転ミスなどの人的要因に起因するとされる事故についても、車両構造面からの対策によりできる限り交通事故の未然防止を図ります。

また、不幸にして発生してしまった事故についても、車両構造面からの被害軽減対策を拡充するとともに、事故発生後の車両火災防止や車両からの脱出容易性の確保など、被害拡大防止対策を併せて進めます。

1 車両の安全性に関する技術基準等の改善の推進

(1) 車両の安全対策の推進

関係機関	関東運輸局
------	-------

車両の安全対策については、令和2年度に開催された交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会技術安全ワーキンググループの審議結果を踏まえて、実施していきます。

具体的には、産・官・学が参加する検討会が中心となり、①事故実態の把握・分析、②安全対策に関する方針、対策の具体的な内容の検討、③事前効果評価・事後効果評価といった一連の流れ（PDCA サイクル）を継続的に実施することにより、車両の安全対策を推進します。

特に、事故実態の把握・分析においては、ドライブレコーダーやイベントデータレコーダー（EDR（Event Data Recorder））の情報を活用するとともに、これに合わせ医療機関の協力により乗員等の傷害状況も詳細に把握し、事故による傷害発生のメカニズムを詳細に調べるなど、より一層の推進に資する取組について検討していきます。

また、事故を未然に防止する予防安全対策について、新技術の動向も踏まえ、保安基準の拡充・強化等と ASV の開発・普及の促進、使用者に対する自動車アセスメント情報の提供など、より一層の連携を図ります。

(2) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化

関係機関	関東運輸局
------	-------

車両の安全対策の基本である自動車の構造・装置等の安全要件を定める道路運送車両

の保安基準について、前述の検討結果等を踏まえつつ、事故を未然に防ぐための予防安全対策、万が一事故が発生した場合においても乗員、歩行者等の保護を行うための被害軽減対策のそれぞれの観点から、適切に拡充・強化を図ります。

2 ASV の開発・普及促進

関係機関	関東運輸局、県民生活部、県警察本部
------	-------------------

先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した ASV について、産官学の協力による ASV 推進検討会の下、一層進めていきます。

安全運転の責任は一義的には運転者にあることから、運転者の先進技術に対する過信・誤解による交通事故を防止するため、先進技術に関する理解醸成の取組を推進します。

3 高齢運転者への車両安全対策の推進

関係機関	関東運輸局、県民生活部
------	-------------

ペダルの踏み間違いなど運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポート車の性能向上・普及促進等の車両安全対策を推進します。

4 安全な自動運転車の実用化・普及のための環境整備

交通事故の多くが運転者のミスに起因しているため、先進安全技術の活用に加え、自動運転の実用化は交通安全の飛躍的向上に資する可能性があると考えられています。一方で自動運転技術は開発途上の技術でもあることから、自動運転車の活用促進及び安全対策の両方を推進します。

(1) 自動運転車に係る安全基準の運用

関係機関	関東運輸局
------	-------

令和2年3月に高速道路等に導入された渋滞時等において作動する車線維持機能に限定した自動運転機能やサイバーセキュリティに係る安全基準を、引き続き、自動運転技術の更なる進展に応じ、より高度な自動運転機能について策定された基準に基づいて運用します。

(2) 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進

関係機関	関東運輸局
------	-------

自動運転車の安全確保に関するガイドラインに基づいて、安全な無人自動運転移動サービスの普及・拡大を推進します。

(3) 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進

関係機関	関東運輸局
------	-------

自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、自動運転車について、ユーザーが過信・誤解することなく、使用してもらえるような取組を推進します。

(4) 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用

関係機関	関東運輸局
------	-------

自動運転車の設計・製造から使用過程にわたり、自動運転車の安全性を一体的に確保するため、様々な走行環境における安全性の検証のためシミュレーション等を活用した自動運転車の型式指定審査、ソフトウェアアップデートに係る許可制度の的確な運用等に努めます。

(5) 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進

関係機関	関東運輸局
------	-------

自動運転車の事故については、事故発生時の自動運転システムや走行環境の状況、運転者の対応状況等様々な要因が考えられるため、客観性及び真正性を確保した形で総合的な事故調査・分析を実施し、速やかな事故原因の究明及び再発防止に努めます。

5 自動車アセスメント情報の提供等

関係機関	関東運輸局
------	-------

自動車の衝突安全性能等に関する車種ごとの安全性について比較情報等を公正中立な立場でとりまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を積極的に推進します。

具体的には、自動車の衝突安全性能の総合評価及び歩行者頭部保護性能・制動性能の評価、チャイルドシートの安全性能比較評価を行い公表することで、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境の整備を推進するとともに、自動車メーカー等におけるより安全な製

品の開発促進を図るとともに、予防安全性能評価についての試験項目の拡充、新技術に対する評価手法の確立について検討を行います。

このほか、自動車の安全装置の正しい使用方法等の一般情報や車種毎の安全装置の装備状況も拡充し、充実した自動車アセスメント情報をユーザーに提供します。

6 自動車の検査及び点検整備の充実

(1) 自動車の検査及び点検整備の充実

関係機関	関東運輸局
------	-------

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図ります。また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進していきます。

(2) 自動車点検整備の推進

関係機関	関東運輸局
------	-------

ア 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識の高揚と点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を展開するとともに、整備管理者研修、自動車運送事業者監査等を通じて関係者に対し車両管理の指導を行い、車両故障に起因する事故の防止を図ります。

イ 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車両等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車使用者及び自動車関係事業者等の認識を高めます。

なお、指定自動車整備事業者による不正事案が発生していることから、道路運送車両法のより一層適正な運用に努め、事業者に対する指導監督を引き続き行います。

ウ 自動車整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するため、自動車整備業がこれらの変化に対応していく必要があることから、関係団体か

らのヒアリング等を通じ自動車整備事業の現状について把握し、今後、自動車整備事業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応していくための技術の高度化等を推進します。

また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により整備要員の技術の向上を図ります。

さらに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度を活用します。

7 リコール制度の充実

関係機関	関東運輸局
------	-------

自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車製作者等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行います。

また、ユーザーの目線に立ったリコール実施のため、ユーザーからの不具合情報の収集を促進し、さらに、調査分析体制の強化を図るとともに、自動車ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等を提供します。